

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和5年10月18日(2023.10.18)

【公開番号】特開2023-52923(P2023-52923A)

【公開日】令和5年4月12日(2023.4.12)

【年通号数】公開公報(特許)2023-068

【出願番号】特願2023-16099(P2023-16099)

【国際特許分類】

A 2 4 D 1/02(2006.01)

A 2 4 D 3/04(2006.01)

10

【F I】

A 2 4 D 1/02

A 2 4 D 3/04

【手続補正書】

【提出日】令和5年10月10日(2023.10.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エアロゾルを形成する喫煙物品であって：

前記喫煙物品の下流末端セグメントを定義する濾過材料のプラグを含むフィルターであって、前記プラグは1つまたは複数のフィルターラッパによって囲まれているフィルター；

を含み、

前記濾過材料は前記フィルターの最も遠い下流末端に伸び；および前記1つまたは複数のフィルターラッパは、1平方メートルあたり約100グラム未満の坪量を有し、前記喫煙物品の前記最も遠い下流末端の楕円率は、前記喫煙物品の前記最も遠い下流末端の50%の変形後、約25%未満であり、

30

前記フィルターは更に、壊れやすい風味剤カプセルを含む、喫煙物品。

【請求項2】

請求項1に記載の喫煙物品であって、前記喫煙物品は更に、エアロゾル形成基体を含む、喫煙物品。

【請求項3】

請求項2に記載の喫煙物品であって、前記喫煙物品は更に、前記エアロゾル形成基体および前記フィルターを接着するチップング材料を含む、喫煙物品。

40

【請求項4】

請求項1に記載の喫煙物品であって、前記喫煙物品は更に、たばこロッドを含む、喫煙物品。

【請求項5】

請求項4に記載の喫煙物品であって、前記喫煙物品は更に、前記たばこロッドおよび前記フィルターを接着するチップング材料を含む、喫煙物品。

【請求項6】

請求項1に記載の喫煙物品であって、前記喫煙物品は更に、たばこ代用ロッドを含む、喫煙物品。

【請求項7】

50

請求項 6 に記載の喫煙物品であって、前記喫煙物品は更に、前記たばこ代用ロッドおよび前記フィルターを接着するチップング材料を含む、喫煙物品。

【請求項 8】

請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の喫煙物品であって、

前記下流末端セグメントにおける前記喫煙物品の硬さは少なくとも約 90% であり、前記硬さは、負荷をかける前の前記下流末端セグメントの直径に対する負荷をかけた後の前記下流末端セグメントの直径の割合であり、

前記負荷は、平行する 2 本の下側ロッド上に、温度が摂氏 20 から 24 度である 10 本又は 20 本の喫煙物品を位置させ、これにより、前記下側ロッドと前記喫煙物品との間の下側接点の数が 20 であり、前記喫煙物品上に平行する 2 本の上側ロッドを位置させ、これにより、前記上側ロッドと前記喫煙物品との間の上側接点の数が 20 であり、前記上側接点の位置が、それぞれ、前記下側接点の位置に対応している、配置において、前記上側ロッドから前記上側接点に 2 kg の負荷を 20 秒間与えることによって実現される、喫煙物品。

10

【請求項 9】

請求項 8 に記載の喫煙物品であって、前記下流末端セグメントにおける前記喫煙物品の硬さは約 94% 以下である、喫煙物品。

【請求項 10】

請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の喫煙物品であって、前記喫煙物品の前記最も遠い下流末端の楕円率は、前記喫煙物品が喫煙試験に供された後で行われる、前記喫煙物品の前記最も遠い下流末端の 50% の変形後、約 25% 未満である、喫煙物品。

20

【請求項 11】

請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の喫煙物品であって、前記 1 つまたは複数のフィルターラッパーは、1 平方メートルあたり約 50 グラム ~ 1 平方メートルあたり約 100 グラムの間の坪量を有する、喫煙物品。

【請求項 12】

請求項 1 ~ 11 のいずれか 1 項に記載の喫煙物品であって、前記 1 つまたは複数のフィルターラッパーは前記フィルターラッパーの縦方向において少なくとも約 0.08 N の曲げ剛性を有する、喫煙物品。

【請求項 13】

請求項 1 ~ 12 のいずれか 1 項に記載の喫煙物品であって、前記 1 つまたは複数のフィルターラッパーは前記フィルターラッパーの横方向において少なくとも約 0.04 N の曲げ剛性を有する、喫煙物品。

30

【請求項 14】

請求項 1 ~ 13 のいずれか 1 項に記載の喫煙物品であって、前記フィルターは前記フィルターの全長に沿って伸びる濾過材料を含む、喫煙物品。

【請求項 15】

請求項 1 ~ 14 のいずれか 1 項に記載の喫煙物品であって、前記濾過材料は約 5.0 dpf ~ 約 12.0 dpf の間のフィラメントあたりデニールを有する、喫煙物品。

【請求項 16】

請求項 1 ~ 15 のいずれか 1 項に記載の喫煙物品であって、フィルターは約 130 mm H<sub>2</sub>O ~ 約 210 mm H<sub>2</sub>O の間の吸い込みに対する抵抗を提供する、喫煙物品。

40

【請求項 17】

請求項 1 ~ 16 のいずれか 1 項に記載の喫煙物品であって、前記フィルターは接着剤または可塑剤を含む、喫煙物品。

【請求項 18】

請求項 1 ~ 17 のいずれか 1 項に記載の喫煙物品であって、前記チップング材料は前記フィルターのまわりの位置に換気帯域を含む、喫煙物品。

【請求項 19】

請求項 1 ~ 18 のいずれか 1 項に記載の喫煙物品であって、前記チップング材料は約 3

50

0 μm ~ 約 70 μm の間の厚さを有する、喫煙物品。

【請求項 20】

請求項 1 ~ 19 のいずれか 1 項に記載の喫煙物品であって、前記 1 つまたは複数のフィルターラッパーは、約 100 Coresta 単位より小さい多孔度を有する、喫煙物品。

【請求項 21】

喫煙物品のためのフィルターであって、前記フィルターは：

前記フィルターの下流末端セグメントを定義する濾過材料のプラグ；

前記濾過材料の前記プラグを囲んでいる 1 つまたは複数のフィルターラッパー；

を含み、

前記濾過材料は前記フィルターの最も遠い下流末端に伸び；および前記 1 つまたは複数の  
10  
のフィルターラッパーは、1 平方メートルあたり約 100 グラム未満の坪量を有し、

前記喫煙物品の前記最も遠い下流末端の楕円率は、前記喫煙物品の前記最も遠い下流末端の 50% の変形後、約 25% 未満であり、

前記フィルターは更に、壊れやすい風味剤カプセルを含む、フィルター。

【請求項 22】

請求項 21 に記載のフィルターであって、前記下流末端セグメントにおける前記フィルターの硬さは少なくとも約 90% であり、前記硬さは、負荷をかける前の前記下流末端セグメントの直径に対する負荷をかけた後の前記下流末端セグメントの直径の割合である、  
20  
フィルター。

【請求項 23】

請求項 21 または請求項 22 に記載のフィルターであって、前記下流末端セグメントにおける前記フィルターの硬さは約 94% 以下である、フィルター。

【請求項 24】

請求項 21 ~ 23 のいずれか 1 項に記載のフィルターであって、前記喫煙物品の前記最も遠い下流末端の楕円率は、前記喫煙物品が喫煙試験に供された後で行われる、フィルターの最も遠い下流末端の 50% の変形後、25% 未満である、フィルター。

【請求項 25】

請求項 21 ~ 24 のいずれか 1 項に記載のフィルターであって、前記 1 つまたは複数のフィルターラッパーは、1 平方メートルあたり約 50 グラム ~ 1 平方メートルあたり約 100 グラムの間の坪量を有する、フィルター。  
30

【請求項 26】

請求項 21 ~ 25 のいずれか 1 項に記載の喫煙物品であって、前記 1 つまたは複数のフィルターラッパーは、約 100 Coresta 単位より小さい多孔度を有する、フィルター。

【請求項 27】

喫煙物品におけるフィルターの使用であって、前記フィルターは：

前記喫煙物品の下流末端セグメントを定義する濾過材料のプラグ；

前記濾過材料のプラグを囲んでいる 1 つまたは複数のフィルターラッパー；

を含み、

前記濾過材料は前記フィルターの最も遠い下流末端に伸び；および前記 1 つまたは複数の  
40  
のフィルターラッパーは、1 平方メートルあたり約 100 グラム未満の坪量を有し、

前記喫煙物品の前記最も遠い下流末端の楕円率は、前記喫煙物品の前記最も遠い下流末端の 50% の変形後、約 25% 未満であり、

前記フィルターは更に、壊れやすい風味剤カプセルを含む、使用。